

§ 2020年3月期決算 超まとめ

記述情報充実の開示府令改正等¹ §

2020年3月期決算で当社が超まとめしたいトピックは、記述情報充実の開示府令改正等です。実務で言えば有価証券報告書の開示業務に直結する改正です。今までにも毎年機械的に出したBSPLの増減等ではなく、投資家の判断に資する情報に充実させる改正は何度もありました。

しかしこの点、他社事例等を参考にする作成方法や、横並びの意識が強い日本企業では自由に書いてくださいや、工夫して書いてくださいは不得意で、ひな形があればその通りに書きますという作成方法が根強いと思います。

また有価証券報告書の作成の構造上、経理部が主体となって進める企業がほとんどだと思います。非財務情報を活用し記述情報を充実させるには、経営企画部やIR部との連携が不可欠だと思います。このような場合、部門間を横断した業務の責任者がポジションとしてなかったり、日本企業の組織風土からは、改正が実務上必ずしも有意義にはならないと思いますが今回はどうなるでしょうか。当社が受託する実務でもウォッチしたいと思います。

□適用時期

2020年3月期

□他部署との連携①

図表1「主な改正内容」列に記載した非財務情報等の元データは例年と同じように経理部のみで完成できるものではありません。一般的な企業を例にとり経理部が連携すべき部署と「主な改正内容」を挙げてみます。

- ・ 経営企画部：「経営者の認識の説明を含めた記載」「主要なリスクの記載」
「経営方針等との関連づけ、会計上の見積りに関する情報」
- ・ IR部：「株主総利回りの記載」(2019年3月期対応済)
- ・ 法務部：「基本方針を定めている場合の記載」「監査法人の継続監査期間」

¹ 内閣府令第三号

□(図表1)主な改正内容

有価証券報告書上の記載項目(改正前)	有価証券報告書上の記載項目(改正後)	主な改正内容	2019年3月期	2020年3月期
第1【企業の概況】	第1【企業の概況】			
1 主要な経営指標等の推移	1 主要な経営指標等の推移 ・株主総利回り ・株価の推移	株主総利回りの記載	適用	済
第2【事業の状況】	第2【事業の状況】			
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	経営者の認識の説明を含めた記載	早期適用可	適用
2 事業等のリスク	2 事業等のリスク	主要なリスクの記載	早期適用可	適用
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	経営方針等との関連づけ、会計上の見積りに関する情報	早期適用可	適用
第4【提出会社の状況】	第4【提出会社の状況】			
4 株価の推移	(削除)			
5 役員の状況	(削除)			
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	4 コーポレート・ガバナンスの状況等			
(1)コーポレート・ガバナンスの状況	(1)コーポレート・ガバナンスの概要	基本的な考え方の記載 基本方針を定めている場合の記載	適用 早期適用可	済 適用
(2)監査報酬の内容等	(2)役員の状況			
—	(3)監査の状況			
—	①監査役監査の状況	監査役会の活動状況	早期適用可	適用
—	③会計監査の状況			
—	・継続監査期間	監査法人の継続監査期間	早期適用可	適用
—	・監査人選定の理由	選定理由、選定方針の開示	適用	済
—	・監査報酬の内容等	ネットワークベースの報酬額 監査役会の同意理由	適用 適用	済 済
—	(4)役員の報酬等	業績連動報酬等の開示 拡充	適用	済
—	(5)株式の保有状況	純投資以外の個別銘柄の開示の拡充	適用	済

□他部署との連携②

従来、経理部門主体で宝印刷やプロネクサスのシステムで有価証券報告書を作成していたと思います。今回の改正は他部署との連携機会が多くなり、他部署が上記システムで入力することが想定されます。一方で部門ごとに有価証券報告書の入力を分担すると、インデントが違ったり、「増加しました」「増加いたしました」のように言い回しが複数出てきたりします。これらを統一し、会社全体としての品質管理の工夫が必要となることが考えられます。

2020年3月3日
株式会社 Encourage&Company
堀 洋三